

分権改革推進に関する主要論点資料

【農林水産部】

■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【ほ場整備】	1
■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【農道整備】	6
■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【漁港整備】	9
■ 農林水産業関係の基盤整備のあり方【森林整備】	12

分権改革推進に関する主要論点

No

14

主要論点

農林水産業関係の基盤整備のあり方
【ほ場整備】

事務事業の概要

■ ほ場整備事業の典型として、①県を事業主体とする経営体育成基盤整備事業（農地集積実績に応じた促進費交付等ソフト事業と一体的に実施）、②市町村や土地改良区等を事業主体とする基盤整備促進事業がある。

	採択要件	事業内容	事業費負担					県予算額 (箇所数)
			区分	国	県	市町村	受益者	
県営	・20ha～ ・農地集積等	区画整理 農道整備 用排水 暗渠排水 客土 集落道 排水路 公園施設 防災施設 用地等	山村	50.0	32.5	5.0	12.5	14.4億円
			その他	50.0	27.5	10.0	12.5	(13)
団体営	・5ha～		中山間	55.0	20.0			4.1億円
			その他	50.0	10.0			(17)

注1「山村」は県が建設事業負担金条例で、「中山間」は県が中山間地域活性化対策基本方針で定めた区域
注2「団体営」欄には、担い手育成型（市町村が定めた農地集積等に関する計画に基づくもの）を揚げた。

○県営 ～H4まで着手60ha以上（原則は200ha以上）を（1箇所平均120ha）、H5以降着手は20ha以上のほ場整備（担い手型）を実施（1箇所平均42ha）
○団体営 ～H8まで20ha以上、H10以降「基盤整備促進事業」（5ha以上）へ移行

■ ほ場整備事業の流れ

計画調査（単位：百万円）

県
○県営事業の事前調査費 65
土地改良事業団体連合会
○団体営事業の調査設計 40

事業実施

《受益農家》
県に事業実施申請
(土地改良法85条)
《市町村》
市町村の計画に対する同意
(1196条の2)
《県》
適否決定
計画決定
公告縦覧
【県】
着工完成
《市町村》
適否決定
同意公告
【市町村】
着工完成

県営事業で整備した施設の管理
市町村や土地改良区へ
○施設譲与
○管理委託

※「土地改良財産の譲与に関する条例」による譲渡「土地改良財産管理規則」による委託

■ ほ場整備の状況 ～第1次土地改良長期計画（S40～）以降、1区画30aの整備を進める（H13の全国整備率は67.7%）。

	1985(A)	1990	1995	2000(B)	2001	(B-A)
耕地面積(ha)	79,000	74,200	69,500	63,200	62,300	▲ 16,700
水田面積(ha)	55,400	52,900	49,800	46,200	45,700	▲ 9,700
整備済水田面積(ha)	14,011	19,101	23,338	26,027	26,221	12,210
整備率(全水田)	25.5	36.1	46.9	56.3	57.4	31.9
整備率(要整備)	—	—	—	85.3	86.0	—

論点の内容

(参考) 国は、県営事業について地方負担のガイドラインを定めている（県 27.5%，市町村 10.0%）。

■ 県の関与の考え方

・ 県営と団体営のメルクマールは、広域性や専門性というよりも受益面積の大小といえることから、団体営を基本とする事務事業のあり方を検討

・ 県営事業の内容も農地集積に向けたソフト事業や農村の生活環境整備に関する施設整備を包含しており、基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討

・ 市町村が土地改良区の事務局である場合もあり、事業主体と維持管理の一体化の視点からも基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討

【資料1】農業農村整備事業の体系

○土地改良法は、農用地の改良・開発・保全等の事業実施に必要な事項を定め、これを受けて国において要領要綱を定め、次の体系によって農業農村整備事業を実施している。

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋

① 農業生産基盤整備事業

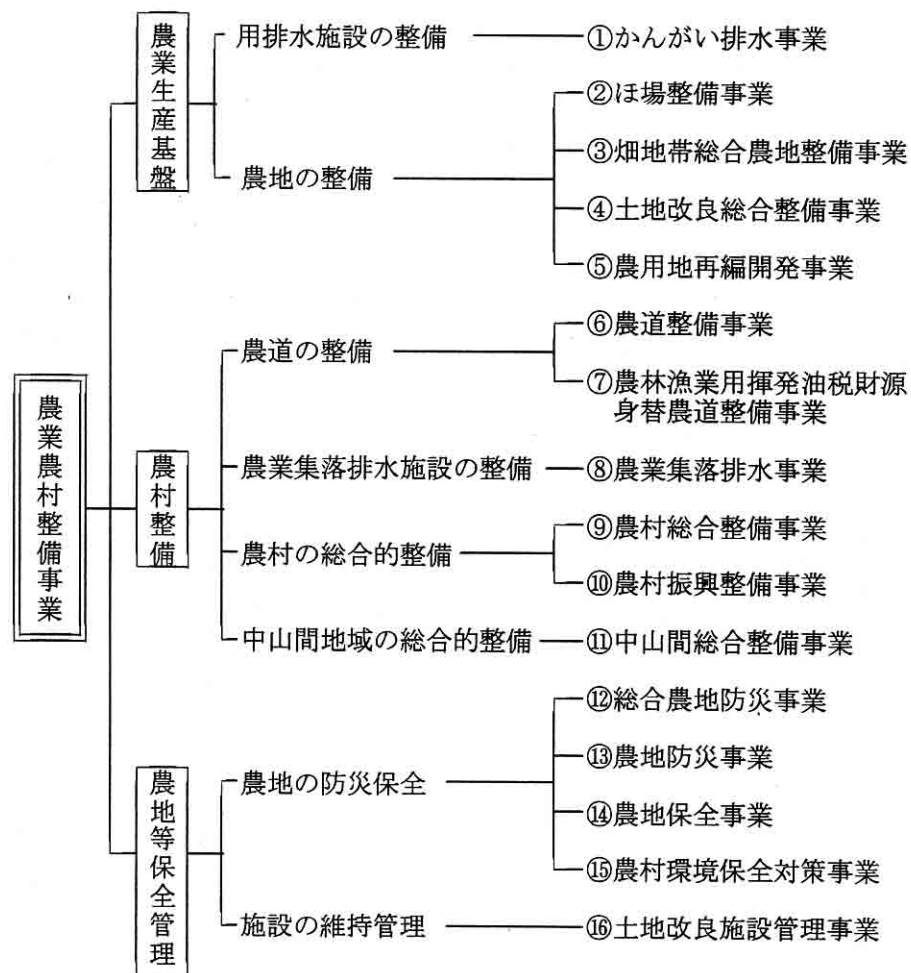
国民に対する食料の安定供給、農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編成及び経営規模拡大等農業構造の改善に資するため、農業用排水施設の整備、農地の整備。

② 農村整備事業

生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備し、快適で活力ある農村地域の形成に資するための農道の整備、農業集落排水施設の整備、農村の総合的整備、中山間地域の総合的整備。

③ 農地等保全管理事業

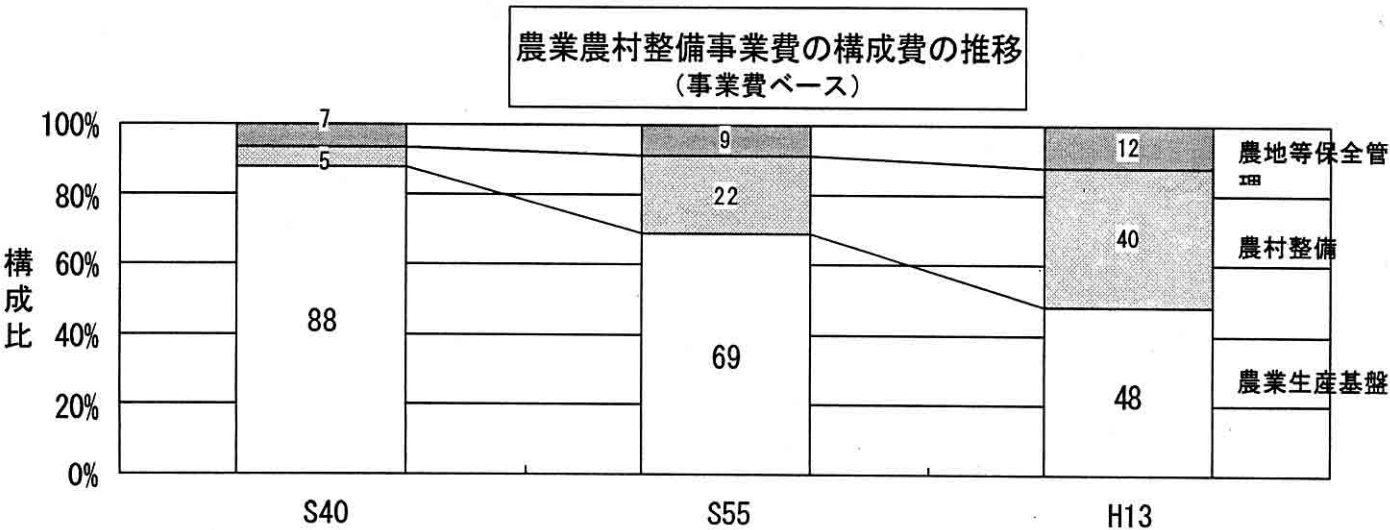
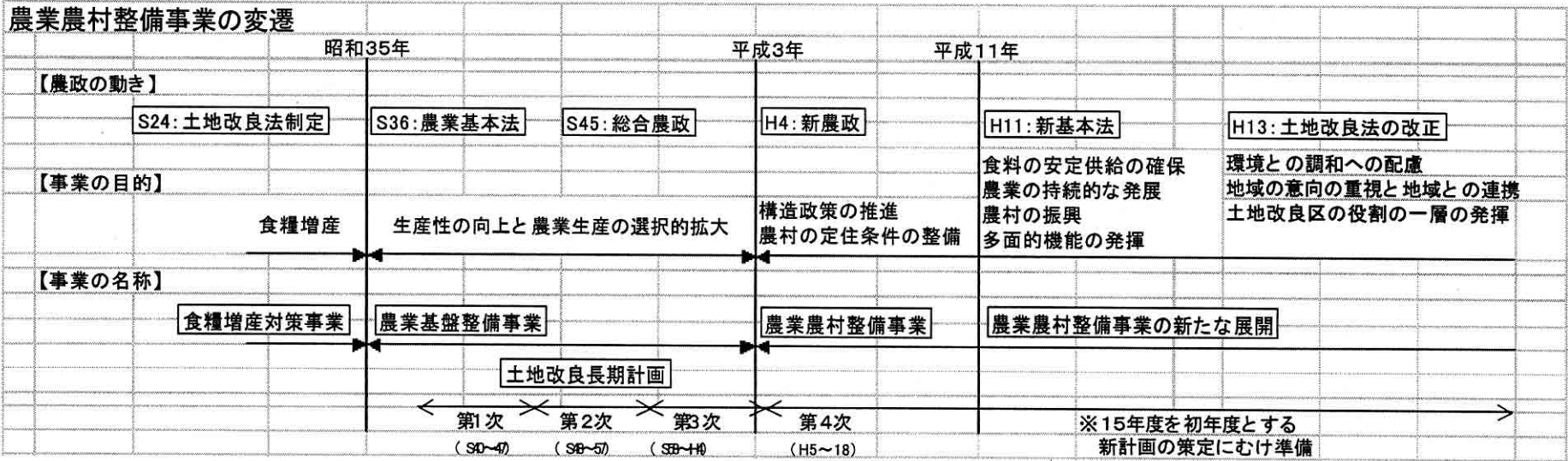
農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地の防災保全、施設の維持管理。



【資料2】農業農村整備事業の変遷

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋

○農業農村整備事業は、時代のニーズや政策課題に対応し、計画的に推進。



【参考】広島県の事業費構成

農地等保全管理	9.9%
(約21億円)	
農村整備	66.2%
(約141億円)	
農業生産基盤	23.9%
(約51億円)	

※平成14年度当初予算ベース

【資料3】総合整備型事業の概要

【中山間総合整備事業】

一般型	60ha～	林野率50%以上
生産基盤型	20ha～ (うちほ場整備10ha～)	かつ 主傾斜1/100以上の農用地が50%以上
広域連携型	60ha～	上
主な事業内容	生産基盤	①区画整理②農道整備③用排水④暗渠排水⑤客土⑥農用地開発等
	生活環境	①集落道②排水施設③営農飲雑用水施設④防災施設⑤用地整備
	交流基盤	①交流施設②市民農園③情報基盤施設等

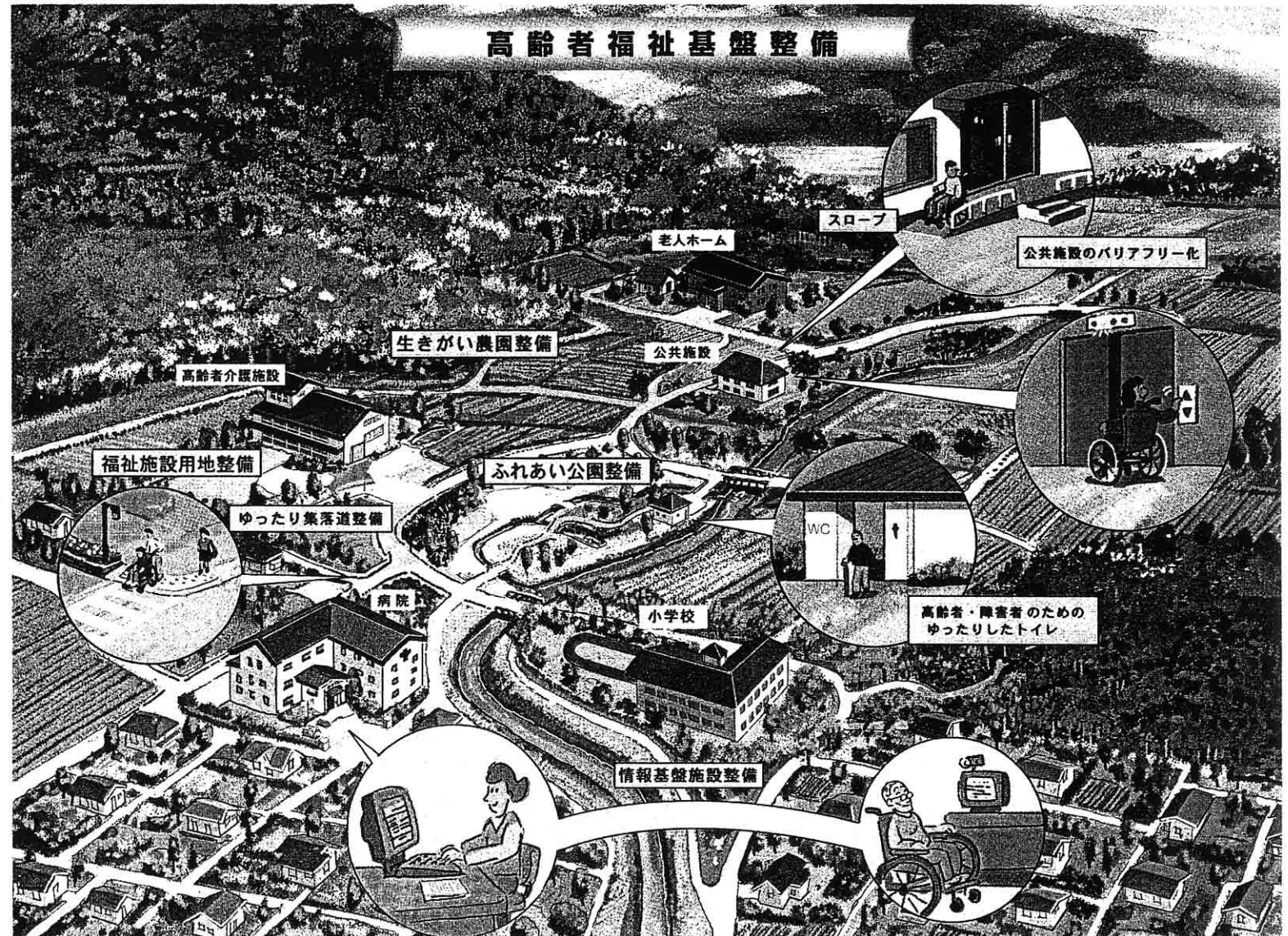
※H15年度 県営8箇所 団体営2箇所

【農村振興総合整備事業】

○市町村の範囲を対象とした農村振興基本計画等で定めた農村振興の目標を達成するため、取組むべきテーマを設定して実施（H14～18） ○事業費5千万円以上		
①高齢者福祉基盤整備②田園居住空間整備③地域資源循環管理④地域環境整備⑤地域伝統文化基盤整備⑥雇用創出基盤整備⑦農村基盤整備⑧地域情報基盤整備⑨都市近郊交流基盤整備		
主な事業内容	生産基盤	①区画整理②農道整備③用排水④農用地開発等
	生活環境	①集落道②排水施設③営農飲雑用水施設④公園施設⑤防災施設等
	交流基盤	①交流施設②コミュニティ施設③景観保全整備④その他

※H15年度 県営4箇所 団体営20箇所

《事業イメージ(農村振興総合整備事業)》



【資料4】農業・農村の多面的機能

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋

○農業・農村の多面的機能は、年間6兆9千億円と試算。

○農業が果たす食料生産・供給以外の役割を多くの国民が認識。このような多面的機能を有する農業への将来にわたる強い期待。

■農業・農村の多面的機能の計量評価

機 能	評 価 の 概 要	評価額 (億円/年)
洪水防止機能	水田及び畑の大雨時における貯水能力を治水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価した額	28,789
水資源かん養機能	水田のかんがい用水を河川に安定的に還元して再利用に寄与する能力及び水田・畑の地下水かん養量をそれぞれ治水ダムの減価償却費及び水価割安額により評価した額	12,887
土壌浸食防止機能	農地の耕作により抑止されている推定土壌浸食量を、砂防ダムの建設費により評価した額	2,851
土砂崩壊防止機能	水田の耕作により抑止されている土砂崩壊の推定発生件数を、平均被害額により評価した額	1,428
有機性廃棄物処理機能	有機性廃棄物の農地への還元量を、最終処分経費により評価した額	64
大気浄化機能	水田及び畑による大気汚染ガスの推定吸収量を排煙脱硫・脱硝装置の減価償却費及び年間維持費により評価した額	99
気候緩和機能	水田による夏期の気温低下能力を、冷房電気料金により評価した額	105
保健休養機能 (文化的機能)	農業・農村が有する保健休養機能を、農村地域への旅行者及び帰省者の旅行費用により評価した額	22,565
合 計		68,788
(参考) 農業粗生産額 (平成8年)		104,676

資料) 農林水産省農業総合研究所「農業・農村の公益的機能の評価検討チーム」による試算 (平成10年)

【参考】広島県の農業・農村の公益的機能の評価額

機 能	能 力	評価額 (億円/年)
洪水防止機能	年間1億328万立方メートルの貯水能力	751
水資源かん養機能	年間4億646万立方メートルの保水能力	286
土壌浸食防止機能	年間38万立方メートルの土砂流出防止	45
土砂崩壊防止機能	年間約44件の地滑り災害防止機能	11
有機性廃棄物処理機能		1.8
気候緩和機能	水田の潜熱効果による気温低下効果は1.3℃	3.4
保健休養機能		404
合 計		1,502
(参考) 広島県の農業粗生産額 (平成13年)		1,090

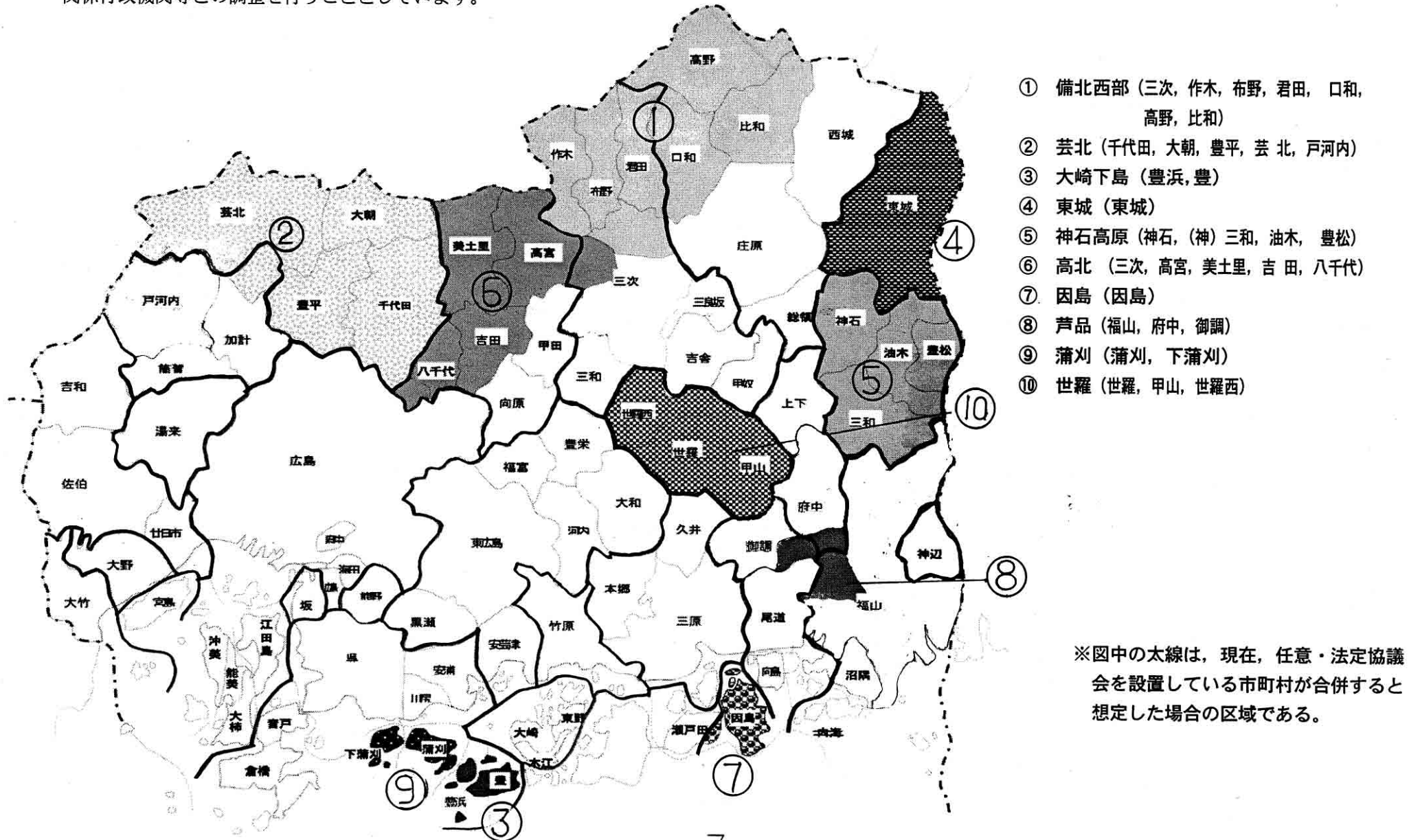
資料: 広島県農林水産部による推計値 (H14年度)

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論点の内容																																																								
14-1	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【農道整備】	■ 農道の機能 農道事業は、ほ場整備等の生産基盤整備と一体的に農村の生活環境を整備する「農村整備事業」の一部をなし、次のように区分される。 <table><tr><th>基 幹 的 農 道</th><th colspan="3">地 域 内 農 道</th></tr><tr><td rowspan="3">農業生産、農産物物流の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路</td><td colspan="3">ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道</td></tr><tr><th>幹 線 農 道</th><th>支 線 農 道</th><th>耕 作 道</th></tr><tr><td>集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路</td><td>幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道</td><td>耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道</td></tr></table> 主に広域農道、農免農道で整備 主に一般農道で整備 ほ場整備で実施（基盤整備促進事業など） ※「ほ区」＝周囲を農道及び水路によって囲まれた区画 「耕区」＝ほ区を畦畔によって細分化した区画 ■ 農道整備事業、一般道路事業の対比 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="3">農道整備事業</th><th colspan="2">一般道路事業</th></tr><tr><td></td><th>広 域 農 道</th><th>農 免 農 道</th><th>一 般 農 道</th><th>県 道</th><th>市 町 村 道</th></tr><tr><td>事業目的</td><td colspan="3">①農業の生産性の向上 ②農産物物流の合理化 ③農業生産の近代化</td><td colspan="2">①道路網の整備 ②交通の発達に寄与</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道</td><td>農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道</td><td>ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道</td><td>地方的な幹線道路網の整備</td><td>市町村の区域内に存する道路の整備</td></tr><tr><td>事業主体</td><td>県</td><td>県、市町村 土地改良区</td><td>県</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>主な採択要件</td><td>受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10km 以上 工期 9年 以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1km 以上 工期 6年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内</td></tr><tr><td>整備後の維持管理</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>県</td><td>市町村</td></tr></table>	基 幹 的 農 道	地 域 内 農 道			農業生産、農産物物流の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道			幹 線 農 道	支 線 農 道	耕 作 道	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道	区 分	農道整備事業			一般道路事業			広 域 農 道	農 免 農 道	一 般 農 道	県 道	市 町 村 道	事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物物流の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与		事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備	事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村	主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内	整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村	■生産基盤や生活環境整備について、基礎的自治体が企画立案から整備後の管理まで一貫して行うことができる仕組みづくりが必要ではないか ○農免農道や一般農道は、合併後の基礎的自治体の区域内で事業効果が発揮される事業といえるのではないか ○広域農道には、合併後の基礎的自治体の区域を越えるものも考えられるが、事業効果は地元自治体の区域の中にとどまるのではないか
基 幹 的 農 道	地 域 内 農 道																																																										
農業生産、農産物物流の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道																																																										
	幹 線 農 道	支 線 農 道	耕 作 道																																																								
	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道																																																								
区 分	農道整備事業			一般道路事業																																																							
	広 域 農 道	農 免 農 道	一 般 農 道	県 道	市 町 村 道																																																						
事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物物流の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与																																																							
事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備																																																						
事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村																																																						
主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内																																																						
整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村																																																						

【資料1】広島県の広域営農団地整備計画

広域営農団地整備計画は、広域の見地から定めることが相当であるものについて、市町村農業振興地域整備計画を補完し又はこれに代替するものとして策定します。主には、広域的な整備事業等を位置付けます。広域営農団地整備計画は、市町村農業振興地域整備計画や他の広域整備計画との関連を保つため、関係行政機関等との調整を行うこととしています。



【資料２】過疎代行による農道整備

○市町村が管理する基幹的な農道のうち、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて農林水産大臣が指定したものは、市町村に代わって県が事業主体となって整備する。

【一般農道整備事業】

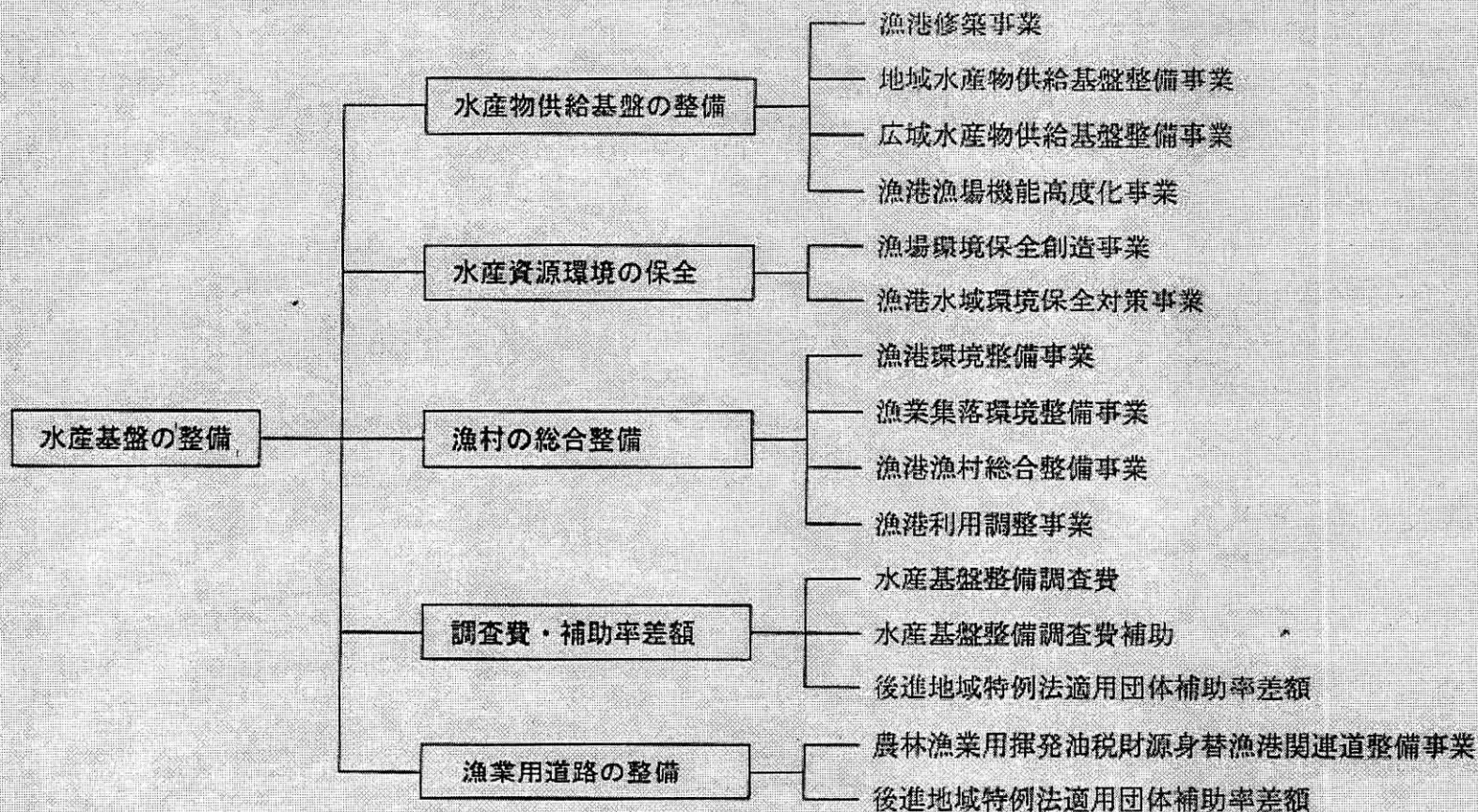
区 分	路 線 名	所 在 地	事 業 量	事 業 費	受益面積	工 期
過疎代行	新坂３期	油木町	2, 3 0 3 m	2 2 . 1 億円	2 3 3 h a	S 5 6 ~ H 1 2
	作木３期	作木村	2, 5 7 6 m	2 3 . 7 億円	3 7 3 h a	S 5 7 ~ H 1 3
	神石高原	油木町 豊松村	1, 6 2 0 m	8 . 6 億円	1 8 6 h a	H 5 ~ H 1 5
広域農道関連	永 野	神石町	1, 0 8 1 m	4 . 3 億円	1 7 1 h a	H 1 ~ H 8
	永野２期	神石町	1, 4 0 0 m	3 . 9 億円	1 7 1 h a	H 6 ~ H 1 3
	川 根	高宮町	4, 6 2 0 m	2 7 . 7 億円	1 1 1 h a	H 6 ~ H 2 4
	中 馬	吉田町	9 0 8 m	2 0 . 6 億円	5 5 1 h a	H 7 ~ H 2 2
	見 内	神石町	1, 1 0 0 m	4 . 6 億円	1 2 4 h a	H 8 ~ H 1 5
	岩 光	千代田町	6 9 0 m	3 . 5 億円	4 5 5 h a	H 9 ~ H 1 8

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容																																																																												
14-2	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【漁港整備】	■ 漁港の種類 漁港の指定は国の直接執行事務とされていたが、「漁港法」改正により利用範囲に応じ次に区分され（H12年度）、「漁港漁場整備法」（H13年度制定）に踏襲されている（第1種及び第2種漁港指定は自治事務）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>意義</th><th>指定権限</th><th>県内指定状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種漁港</td><td>利用範囲が地元の漁業を主とするもの</td><td>市町村長</td><td>27</td></tr> <tr> <td>第2種漁港</td><td>利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの</td><td>知事</td><td>18</td></tr> <tr> <td>第3種漁港</td><td>利用範囲が全国的なもの</td><td>大臣</td><td>1</td></tr> <tr> <td>第4種漁港</td><td>離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの</td><td>大臣</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> ■ 漁港の整備と管理 (1) 漁港整備については、漁港・漁場の一体的な基盤整備事業、集落排水等を行う漁業集落の環境整備事業、漁港区域内の海岸保全施設整備事業等がある（資料1参照）。 (2) 漁港管理については、第1種漁港は市町が、第3種漁港（草津漁港）と第2種漁港は県が維持・管理する。第2種漁港の管理については、①県と市町で事務委託規約を締結し、市町が施設使用料を財源に管理と小規模修繕を行うもの ②県が直営で管理するものがある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併後</th><th>第1種漁港（市町長管理）</th><th>市町へ管理委託する第2種漁港</th><th>県が直接管理する第2種漁港</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大竹</td><td>—</td><td>玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大野</td><td>—</td><td>塩屋（大野町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>廿日市</td><td>上ノ浜、梅原、丸石</td><td>地御前（廿日市市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>広島</td><td>五日市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>江能4町</td><td>世上（江田島）</td><td>柿浦（大柿町）、畑（沖美町）</td><td>美能（沖美）、深江（大柿町）</td></tr> <tr> <td>呉</td><td>大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）</td><td>倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）</td><td>音戸（音戸町）安浦（安浦町）</td></tr> <tr> <td>東広島</td><td>大芝北・大芝南（安芸津町）</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>竹原</td><td>長浜、吉名</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大崎上島</td><td>—</td><td>沖浦（大崎上島町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>三原</td><td>能地、須波</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>尾道</td><td>大町、串浜、海老、泊、千汐・立花（向島町）</td><td>吉和</td><td>—</td></tr> <tr> <td>因島</td><td>西浦、鏡浦</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>福山</td><td>水呑、田尻</td><td>横田（福山市）、箱崎（福山市）</td><td>平、走</td></tr> </tbody> </table> ※ で囲った漁港は、H13年度に第1種に指定替えを行った。	種類	意義	指定権限	県内指定状況	第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27	第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18	第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1	第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし	合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港	大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—	大野	—	塩屋（大野町）	—	廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—	広島	五日市	—	—	江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）	呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）	東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—	竹原	長浜、吉名	—	—	大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—	三原	能地、須波	—	—	尾道	大町、串浜、海老、泊、千汐・立花（向島町）	吉和	—	因島	西浦、鏡浦	—	—	福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走	■ 漁港の利用範囲の実態を踏まえ、施設整備や維持管理のあり方を検討 ・現在、利用範囲により管理者が区分されるが、市町村合併による能力の拡充を踏まえ、基礎的自治体による整備・管理を検討すべきではないか ・漁村の生活環境整備に関する事業は住民に身近な基礎的自治体の役割ではないか
種類	意義	指定権限	県内指定状況																																																																												
第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27																																																																												
第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18																																																																												
第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1																																																																												
第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし																																																																												
合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港																																																																												
大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—																																																																												
大野	—	塩屋（大野町）	—																																																																												
廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—																																																																												
広島	五日市	—	—																																																																												
江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）																																																																												
呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）																																																																												
東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—																																																																												
竹原	長浜、吉名	—	—																																																																												
大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—																																																																												
三原	能地、須波	—	—																																																																												
尾道	大町、串浜、海老、泊、千汐・立花（向島町）	吉和	—																																																																												
因島	西浦、鏡浦	—	—																																																																												
福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走																																																																												

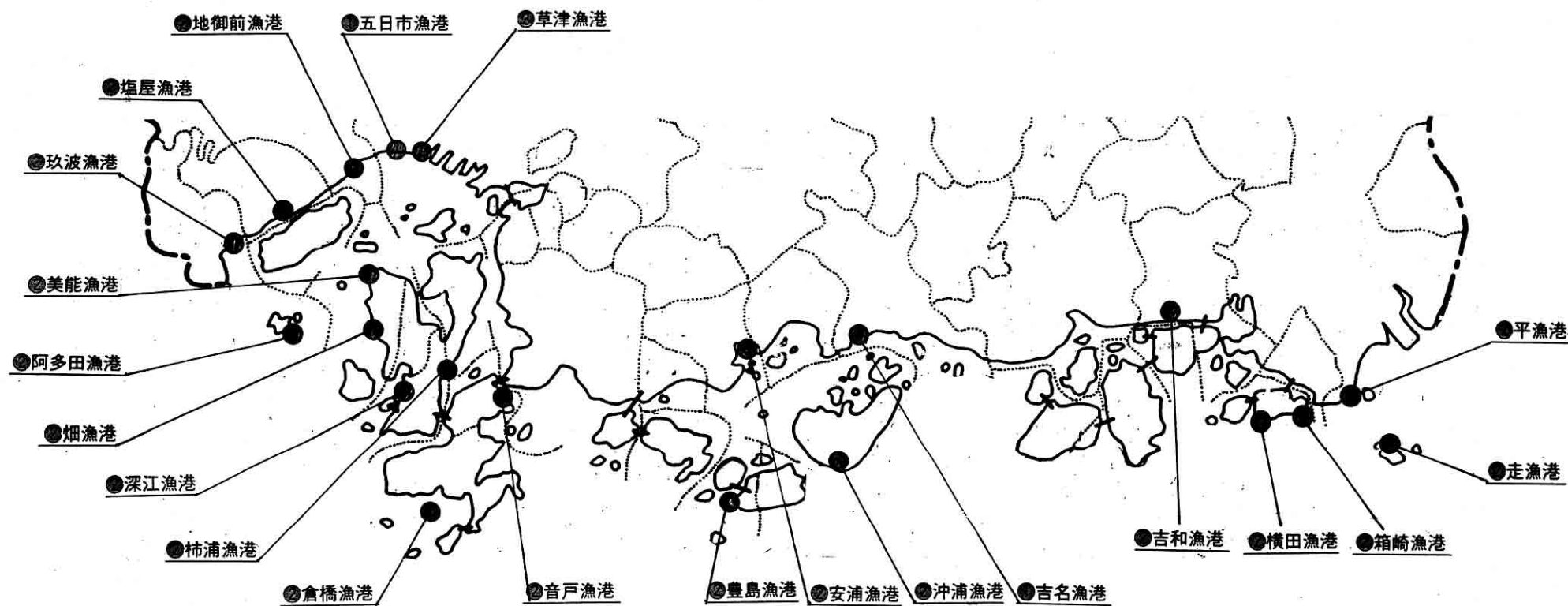
【資料1】水産基盤整備事業の体系

※「地方分権改革推進会議小委員会ヒアリング資料」から抜粋



※ 資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開が可能で、かつ、施策目的が明確な事業体系となるよう、平成13年度において、漁港漁村と沿岸漁場を「水産基盤整備事業」に再編・統合。

【資料2】県管理漁港の概況



※【参考：県管理漁港の港勢】 ～平成12年度港勢調査；陸揚量の多いもの10港を掲げた。

		陸揚量(t)	登録漁船(隻)	利用漁船(隻)
1	草津	14,004	90	162
2	音戸	8,744	99	166
3	倉橋	8,655	382	430
4	柿浦	6,586	127	279
5	地御前	6,122	96	99

		陸揚量(t)	登録漁船(隻)	利用漁船(隻)
6	阿多田	5,653	136	136
7	塩屋	4,414	111	250
8	美能	4,280	110	192
9	走	3,878	431	449
10	箱崎	2,703	175	345

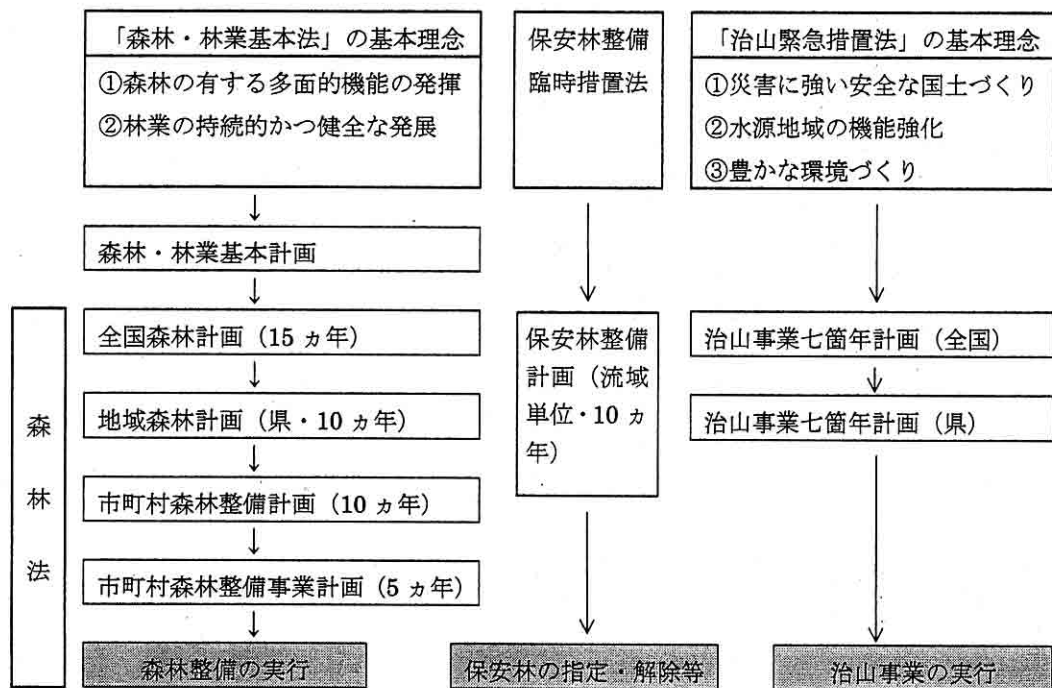
分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要			論点の内容																	
14-3	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【森林整備】	■ 保安林制度及び林地開発許可制度																				
		国有林においては大臣が保安林の指定・解除を行い、国有林以外の森林（民有林）に対する指定・解除は大臣又は知事が行う。また、保安林以外の民有林に対して知事が開発行為を許可する。国有林を除く許認可制度の概要は以下のとおり																				
		<table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">保 安 林 制 度（森林法第25条）</th><th>林地開発許可制度（森林法10条の2）</th></tr><tr><td>趣 旨</td><td colspan="2">○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。</td><td>保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護</td></tr><tr><td rowspan="3">指定・解除等</td><td colspan="2">流域保全保安林（第1項第1号～3号） ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林</td><td rowspan="3">知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超</td></tr><tr><td>重要流域</td><td>その他の流域</td></tr><tr><td>大 臣</td><td>知事（法定受託）</td></tr></table>			区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）	趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護	指定・解除等	流域保全保安林（第1項第1号～3号） ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超	重要流域	その他の流域	大 臣	知事（法定受託）		
区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）																			
趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護																			
指定・解除等	流域保全保安林（第1項第1号～3号） ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超																			
	重要流域	その他の流域																				
	大 臣	知事（法定受託）																				
■ 治山事業																						
保安林指定を受けた森林区域において、治山ダム設置や山腹の植栽・保護工事等が実施される。砂防事業は溪流における土砂調整など治水上の砂防を目的とし、治山事業は溪流を含む森林全体の機能の維持・保全のため造林等森林整備事業と一体的実施																						
<table><tr><th>機能区分</th><th>主な事業名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。</td><td>水土保全治山事業</td><td>総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護</td></tr><tr><td>防災林造成事業</td><td>災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>水源地域整備事業</td><td>重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進</td></tr><tr><td>【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備</td><td>共生保安林整備事業</td><td>市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。</td></tr><tr><td rowspan="2">【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施</td><td>山地治山事業</td><td>荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>保安林整備事業</td><td>被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮</td></tr></table>					機能区分	主な事業名	事 業 内 容	【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進	【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。	【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮
機能区分	主な事業名	事 業 内 容																				
【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護																				
	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護																				
	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進																				
【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。																				
【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護																				
	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮																				

【資料1】 治山・森林整備事業の体系

- 治山事業・森林整備事業（造林・林道）は、平成13年に制定された「森林・林業基本法」に掲げられている「森林の有する多面的機能の発揮」という基本理念を実現するため、「森林の整備」と「森林の保全」を総合的かつ一体的に推進する柱となる施策。
- 水源かん養，山地災害防止，地球温暖化防止などの公益的機能の発揮を通じ，豊かで安全な県民生活に貢献。

【法的位置付け】



< 森林法の一部改正（H16.4.1施行） >

森林整備保全事業計画（H16年度～）を創設
森林整備事業と治山事業を総合的かつ効果的に推進
・森林計画の計画事項に「森林の保全の目標」等を追加

【事業の体系】

《重視すべき機能に応じた森林整備の推進》

（治山・森林整備事業のH15年度当初予算額：10,469百万円）

区分	事業内容
国土保全林対策	国土保全，水資源涵養機能の高度発揮に資する森林整備
造林	公的主体の積極的関与を含めダム上流等の森林整備（育成単層林・育成複層林の整備，特定間伐等）
林道	森林管理道の開設
70.0% 治山	荒廃地等の復旧整備，機能の低位な保安林の整備
森林と人との共生林対策	森林生態系の保全や森林空間利用を重視した森林整備
造林	里山林等における快適な森林空間の整備（森林整備，林内歩道等）
林道	アクセスにも資する森林管理道の開設
6.8% 治山	生活環境・自然景観の保全創出を図るための保安施設の整備
資源循環林対策	効率的・持続的な木材生産に資する森林整備
造林	森林資源の効率的な循環利用のための森林整備（育成単層林・育成複層林の整備，特定間伐等）
林道	森林管理道の開設
3.7% 機能回復対策等	被害森林の復旧，無立木地の造林，林道整備
造林	被害森林の復旧や無立木地の造林等森林機能の回復
林道	既設林道の改良・舗装
2.7% 森林居住環境対策	山村・都市を通じた居住地周辺の森林整備と定住基盤整備
造林	防災，景観等に配慮した都市周辺の森林整備
林道	森林基幹道・管理道，用水施設，森林公園の整備
17.1%	

（注）区分欄の割合は，治山・森林整備事業の当初予算額の割合である。

「自然と共生する環境創造」に向けた林野公共事業の新たな展開

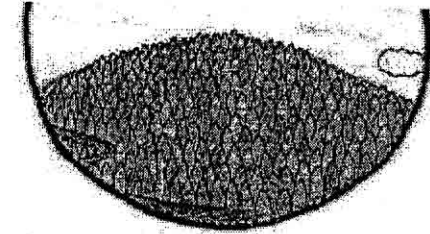
ー森林の多様な機能の持続的発揮を図るための施策体系の構築ー

森林と人との共生林対策

- ・環境教育の場としての美しい森林空間の創造
- ・市民に開かれた里山林等における森林づくり 等

従来

- ・画一的な人工林の造成（皆伐－新植）



水土保持林対策

- ・復層林・巨木林・針広混交林に誘導
- ・治山事業等公的関与による森林の保全・整備 等

針葉樹林

針広混交林

広葉樹林

巨木林

復層林

資源の循環利用林対策

- ・環境に優しい木材を効率的・持続的に生産するための森林資源整備 等

【資料2】広島県における森林の公益的機能

機 能 区 分		全国の評価額	広島県の評価額	備 考
水源かん養機能	水資源の貯蓄	8兆7,407億円	1,186億円	利水ダムの年間減価償却費及び維持費に換算
	洪水の緩和	6兆4,686億円	2,121億円	治水ダムの年間減価償却費及び維持費に換算
	水質の浄化	14兆6,361億円	1,993億円	雨水利用施設の減価償却費及び維持費に換算
表面浸食防止機能		28兆2,565億円	9,527億円	砂防ダム建設費に換算
表面崩壊防止機能		8兆4,421億円	2,076億円	治山（山腹）事業に換算
保健休養機能		2兆2,546億円	516億円	レクリエーションのための消費額に換算
二酸化炭素吸収		1兆2,391億円	312億円	火力発電所における二酸化炭素回収コストに換算
化石燃料代替		2,261億円	49億円	木造住宅の建築による化石燃料代替効果
合 計		70兆2,638億円	1兆7,780億円	
(参考) 林業粗生産額（平成12年） 資料：2002年「林業統計要覧」（林野庁）		5,300億円	89億円	

注① 全国の評価額 日本学術会議（平成13年）による推計値

注② 広島県の評価額 農林水産部（平成14年）による推計値

注③ 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が森林の有する多面的機能の一部に過ぎないこと等から、合計は参考として記載している。

